



平成 26 年 9 月 26 日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社
代表取締役社長 小松 裕 介
(コード番号 6819)
問い合わせ先
経営企画室 岩井 俊 輔
電話番号 03-5786-3900

基準日設定公告の公告文面の差異に関するお知らせ

平成26年9月24日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社は、東京地方裁判所より臨時株主総会の招集許可決定を受けている当社株主である上田和彦氏、東拓観光有限会社及びロイヤル観光有限会社（以下「当該株主」という）の基準日設定の公告実施の請求に基づき、同月25日に電子公告を行いました。

しかしながら、当該株主は、当社が電子公告で掲載した公告文面に下記1の文章（以下「当該文章」という）を加えた公告を、同月25日に日本経済新聞に掲載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主の皆様におかれましては、当社には定款第4条「本会社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。」の規定がありますので、当社ホームページに掲載された電子公告（<http://www.social-eco.jp>）をご参照いただければと存じます。

記

1. 公告文面の差異（当該文章）

「なお、仮に基準日後に増資が行われましても、当該臨時株主総会の招集権限及び基準日設定権限を有する上記株主は、当該臨時株主総会の議決権について、会社法第124条第4項に基づく基準日後株主に対する議決権付与を行いませんので、ご留意ください。」

2. 公告文面の差異が生じるに至った経緯

平成26年9月17日午後0時50分、当該株主は、当社に対して、FAXで「基準日公告請求書」を送付し、当該文章を含む公告文面での電子公告の実施を求めました。

同日午後8時33分、当社は、当該株主に対して、FAXで「回答書」を送付し、当該文章のない公告文面での電子公告の実施を行う旨の回答をいたしました。

同日午後10時32分、当該株主は、当社に対して、FAXで「臨時株主総会招集の件」を送付し、当該文章を公告文面に掲載することの請求を撤回いたしました。

同月18日午後1時20分、当社は、当該株主に対して、FAXで基準日設定のための電子公告（平成26年9月26日公告開始）申請の手続を行った旨の連絡を行いました。

同日午後1時46分、当社は、当該株主から、申請した電子公告の公告開始日について、9月26日より早く、余裕をもって9月25日付で電子公告を開始されたい旨の要請を受けましたので、当社は、9月25日付で電子公告を開始する旨の回答をいたしました。

同月19日午後4時40分、当社は、当該株主に対して、FAXで基準日設定のための電子公告（平

成26年9月25日公告開始)申請の手続を行った旨の連絡を行いました。

以上のことから、当社は、当該株主の請求に基づき、当該株主が請求するとおり、当該文章のない公告文面で、同月25日に電子公告を行いました(公告調査期間が9月25日午前0時00分のため、当社ホームページの掲載は9月24日から)。

しかしながら、当該株主は、当該文章を含む公告文面で、同月25日に日本経済新聞に公告を行いました。

なお、当該株主は、当社に対して、内容証明付郵便で同月24日付「連絡書」を送付し、当社は、同書面を、同月25日に受領いたしました。同書面には「回答いただいたとおり電子公告を行っていただけるものと理解しておりますが、万が一、回答いただいたとおりに電子公告が行われなかった場合には、平成26年10月10日を議決権行使に係る基準日とする臨時株主総会を開催できなくなります。しかしながら、請求人らは、このようなリスクを甘受できないと考えております。そこで、かかるリスクを回避するために、平成26年9月25日に、東京都において発行する日本経済新聞により、臨時株主総会招集のための基準日設定公告を行いますので、本連絡書をもってその旨ご連絡申し上げます。」と記載があります。

3. 今後の方針及び見通し

当該株主(同代理人弁護士)の対応は誠に遺憾です。

当社は、東京地方裁判所の決定を受け、引き続き真摯に対応してまいり所存です。今後の当社の方針など決定した事項につきましては、速やかにお知らせいたします。

以 上